

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520010	民間施設に設置した自動交付機からの戸籍記録事項証明書の発行	戸籍法第1条、第4条、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	戸籍事務は、市区町村長が官掌する。また、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、民間業者は戸籍簿本等の証明書の交付請求の受付及び引渡しを行うことができる。	C		証明書の発行については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の要件を満たせば実現可能。戸籍届出については人の親族的身分関係に重大な影響を及ぼすものであるため対応不可。		本市が要望している特区提案は、「公共サービス改革法」等で規定する「受付窓口での人による証明書交付事務の民営化」ではなく、それよりもセキュリティ面で優れている「自動交付機による証明書発行サービス」を監視する事務の民営化です。提案サービスは、「公共サービス改革法」等を見ながら、現時点では可能と判断できないため、戸籍届出の受領を除き特区提案として再度ご検討をお願いします。仮に特区が不可と判断される場合は、「公共サービス改革法」により、本市が現在実施している住民票の写しや税証明等と同様に戸籍記録事項証明書等の自動交付サービスを可能とするための規定の明文化について要望いたします。(別様有り)	D		提案主体の言う事務のうち証明書の発行は、「公共サービス改革法」34条2項各号の要件を満たせば、当該法律の適用をもって実現可能であり、要件を満たすか否かの判断は一義的に提案主体において判断されるものである。なお、ご提案のような「自動交付機による証明書発行サービス」による戸籍記録事項証明書の発行を公共サービス改革法34条は否定するものではないと考える。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	7月27日新潟県開催の公共サービス改革法に係る説明会において、公共サービス改革推進室からは、民間施設場所を特定した随意契約は適用外とする旨の説明がありました。(競争入札だとしても証明書自動交付機によるサービスそのものを、本法律で想定していなかったため、回答を保留されている状況です。)	D	提案主体の言う事務のうち証明書の発行は、随意契約であるために公共サービス改革法の直接適用はないとのことであるが、随意契約である点を除き、「公共サービス改革法」34条2項各号、同条9項と同様の要件をクリアすれば、戸籍記録事項証明書等の交付請求の受付及び引渡しについて民間事業者に委託することを認める同法の趣旨に鑑み、同法によることなく、実現可能であると考えます。	1013010	既に住民票の写し等の証明書自動交付サービスを行っている民間施設において、戸籍記録事項証明書の発行も可能とする。具体的には、民間施設に設置した自動交付機からの住カードによる戸籍記録事項証明書を発行し、民間による自動交付機のトラブル時の運用監視	平成15年8月に「街なか行政サービス拡大特区」の認定を受け、民間施設において住民票の写し、印鑑登録証明書及び税証明(所得・課税)の自動交付サービスを実現しており、新たに戸籍記録事項証明書を追加するもの。	三奈市	法務省	
0520020	精神障害者の社会的入院者の、退院促進および自立支援するため国庫有財産を活用する提案			C		現在、財務省と宿舍の廃止協議中であり、その後財務省へ引継ぎ予定である。			C					C			101510	遊休(空き)国庫有財産の活用による社会福祉法人への払い下げまたは無償貸与によりグループホーム運営を図る。もって精神障害者の社会的入院者および家族からの自立を促進する。	平塚市内にある法務省の職員宿舍・土地および国土交通省の土地・職員宿舍、厚生労働省の雇用促進住宅(職員宿舍)を無償等で借受してグループホームを運営し、社会的入院者の退院促進や精神障害者の自立促進を図る。	社会福祉法人アルタイル	法務省 財務省 国土交通省 厚生労働省
0520030	精神障害者の社会的入院者の、退院促進および自立支援するため、民法および生活保護法の扶養義務を停止もしくは廃止	民法第877条	直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養義務を負い、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、直系血族及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族間にも扶養義務を負わせることができる(第879条)。	C	I	民法は、直系血族及び兄弟姉妹を扶養義務者と定めるとともに(第877条第1項)、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、調停・審判をもって、それ以外の三親等内の親族間においても扶養義務を負わせることができること(同条第1項)、さらに、当該審判後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消すことができることとしている(同条第3項)。			C	I			C	I		101530	民法および生活保護法の「扶養義務」を一定緩和もしくは停止、廃止して、世帯単位でなく、擬制世帯として認定をしようとする。自主性を引き出せることが多くの現場で見られるので家族との関係に距離をおき、障害者個人、個人の物心双方の自立を図る。	民法および生活保護法の「扶養義務」を一定緩和もしくは停止、廃止して、世帯単位でなく、擬制世帯として認定をしようとする。自主性を引き出せることが多くの現場で見られるので家族との関係に距離をおき、障害者個人、個人の物心双方の自立を図る。	社会福祉法人アルタイル	法務省 厚生労働省	
0520040	フィリピン人看護師及び介護士受入元認定を民間人材派遣業者へ付与		日比EPA交渉において合意されたフィリピン人看護師及び介護士受入元認定については、受入れ調整機能は福祉、医療関係団体が行うこととなっている。	C		・EPAの特組みにおける看護師・介護福祉士の受入れについては、その具体的な内容につき現在検討中であり、また外交交渉中であるので回答は差し控させていただきます。			C					C			10140	1)要望事項管理番号(50900001)及びフィリピンとのEPA交渉の合意内容から、フィリピン人看護師及び介護士受入れを行う事が決定済みであるが、要望事項管理番号(50900001)の回答内容から一歩進み、フィリピン看護師及び介護士の受入元として公的機関だけではなく、認定を受けた民間の人材派遣業者にも認めること提案する。	フィリピン人看護師・介護士の日本国内における人材派遣事業	株式会社フレンドリーオーバースサポート	法務省 外務省 厚生労働省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、再見直し	措置の内容、再見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、再見直し	措置の内容、再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管(関係官庁)	
0520050	製造業における一般労働者としての外国人労働者の参加規制の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一	我が国は、政府として、いわゆる単純労働者を受入れるとの方針を採っていない。	C		・専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れについては、「第9次雇用対策基本計画」(平成11年8月13日閣議決定)に基づき、積極的に推進することとしているが、いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠であるとされており、政府全体として、慎重に検討を行っていく必要がある。	提案者が考える代替措置を講じては、外国人労働者の受入れが困難な理由につき示されたい。	C						C			106010	現行の出入国管理及び難民認定法では、専門的・技術的外国人労働者の受け入れに閉じては積極的に推進しているが、いわゆる外国人単純労働者を受け入れるための在留資格は設けていない。この外国人単純労働者の在留資格を設けて頂きたい。	大分臨海工業地帯において、大型工場施設を建設する。当該工業地帯は経済発展の著しい中国を始めとするアジア諸国市場に近接しており、用地造成も完了している。当該用地には大型タンカーが接岸可能であり、大分空港まで70分、大分港(大分コンテナターミナル)まで2分と日本各地やアジア市場へのアクセスが容易である。既に鉄鋼、石油化学、電力分野等の工場が立地しており、重化学工業集積が進んでいる。また、電力や工業用水供給体制も整備されている。このように工業用地としての付加価値は非常に高い。この臨海工業地帯の中に未利用地が存在している。この工業団地の特性を最大限活かせる大型工場施設の建設を図る。	大分県	警察庁 法務省 厚生労働省	
0520060	外国人技能実習生制度の対象職種への追加		技能実習の対象職種は、62職種となっている。	C		・対象技能等については、公的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものであれば足り、技能検定制度が整備されるか、又は評価制度が整備されれば技能実習移行対象職種に含めることは可能である。	右記提案主体の意見を踏まえ、以下の内容につき検討し、回答されたい。 ・技能実習移行対象職種に「高齢者介護」を追加することの適否について示されたい。 ・6次提案における貴省の回答は「(財)国際研修協力機構の認定を受ければ技能実習移行対象職種に追加することは可能である。」ということであったが、貴省は(財)国際研修協力機構の監督官庁の一つであり、同機構に対し監督責任を持つ立場から、技能実習移行対象職種に「高齢者介護」を追加することの適否について、同機構に確認の上、その回答を示されたい。	特区として国際交流を進展させる目的で可能かどうかの再検討をお願いします。	E					E			1062010	外国人技能実習生の実習移行対象職種(財)国際研修協力機構による認定職種)に「高齢者介護」を追加する。	千葉市の友好都市である中国天津市及び呉江市から千葉市内の高齢者福祉施設に外国人研修及び技能実習生を受け入れる。高齢者福祉施設では、地域との交流機会が多く、様々な活動を通じ、中国友好都市との交流が発展し、経済的な活動の活性化が見込まれると思われる。このような人と人が直接ふれあえる機会を通して、国際交流の進展を図り、社会的、経済的効果を増大していく。	千葉市 花の旅 団協会	法務省 外務省 厚生労働省	
0520070	入出国規制の緩和エリアを設置することによる国際観光ルートの活性化と空港周辺地域商業の発展(国際経由空港)	出入国管理及び難民認定法第6条	本邦に上陸しようとする外国人は、入国審査官に対し上陸申請をし、入国審査を受けなければならない。	C		・ について そもそも、空港の直行通過区域(トランジットエリア)は、航空機により我が国に入国する者が、降機してから上陸審査場に至るまでの経路及び乗換のためには必要とされているように設置されたものであり、同区域を通過する者は、事実上、本邦に入国、上陸しており、本来は出入国手続が必要であるが、乗換を目的として本邦を通過する旅客に限り、簡便に出入国手続をこなさないこととしているものであって、直行通過区域という「エリア」に在ることにより出入国手続が不要となっているわけではない。したがって、乗換活動や滞在等を目的とし、本邦に入国、上陸し、滞在(宿泊)する旅客に対し、出入国手続を行わないこととするにはできない。 また、我が国の空域内の直行通過区域を要請し、第三国への不法入国を試みる者及び第三国への不法入国を試みる者を補助する者が後を絶たず、これらの者に対する厳格な取扱いが国際組織犯罪、テロへの対策上喫緊の課題となっていることから、上記のような措置を要することは困難である。 ・ について 出入国の法定な管理の命から認められ、直行通過区域は、のどおり、空港を通過することのみを目的として設けられた場所であり、少なくとも、空港の外側に同区域を拡大することは認められず(そのためには、上陸審査を施す必要がある)。また、出国する予定のない乗換区域を利用すること、乗換区域が設けられている範囲から認められず。 ただし、出入国手続の免除を認れば、乗換と滞りの有効活用、商業活動の活性化のため、乗換までに時間のある通過客を対象とする「商業エリア」を空港内に設けることに賛成はしない。	右記提案主体の意見を踏まえ、検討されたい。	もちろん現在の規制の意味は理解しているつもりであるが、だからといって国民の当然の利益や、それに付随する国の利益やイメージアップを無視するわけには行かない。先ず、テロ等安全対策については警察庁への意見に有るとおりとします。回答では、入国手続を行わないと何も出来ない旨の記述が見られるが、出国ロビーには手続き後のエリアに立派な売店が存在する。このことが、入国手続前に経済活動を行うことが出来る措置の可能性を示している。最後に、貴省のようにダメというのでは特区の趣旨に外れるので、「この面はどうするか?」とか、貴庁の不安要素をより払拭するような回答方法をお願いします。どうしたら出来るか・・・のはずです。	C					C				1080300	空港に隣接した「特定のエリア」の中に、様々な「アミューズメント施設」や「くつろぎ」、「日本文化」などの設えを整備し、そのエリア内では経由客が限られた日数(2-3泊程度)を仮出入国手続及びトランジットがなしで、手軽に宿泊滞在ができるように、出入国管理の規制を緩和する。	このエリアは、「仮出入国手続」及び「トランジットビザ」が不要であるため、トランジット客が容易に日本の特定エリア内でショッピングをはじめとする様々な活動を通じ、時間の有効活用がとより、商業活動の活性化を目指す。この特定エリアを日本人にも条件付で開放し、外国に旅行したような演出を提供し、購買意欲等を喚起して、等の両面から商業等の活性化に寄与する効果を期待するものである。一方、売り上げにかかる消費税・所得税・ホテル税などの税収効果も期待でき、行政としてもメリットがあるかと判断している。このエリアは、あくまで空港に隣接したものであり、人工的に開かれた領域を考慮しており、「平成版長崎の出島」と考えてもらいたい。別紙説明図あり	社団法人 日本青年会議所 関東地区 千葉ブロック協議会	警察庁 法務省
0520080	留学生アルバイト時間「28時間/週」の廃止	出入国管理及び難民認定法第19条第2項	資格外活動は、各在留資格に定める本来の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に許可される。	C		・留学生はそもそも就労を目的として入国・在留しているものではなく、留学生の資格外活動に係る問題が顕著している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。また、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、これ以上就労を認めるのであれば、労働者の受入れ問題として扱うべきものである。			C					C			1080400	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本人の一般学生と同様に週40時間労働を可能とすることにより、働きながら学ぶ留学生を支援する。	40時間/週のアルバイトの実現は、アジア留学生の生活を安定化、不法就労等の誘惑から開放につながり、国際交流の他の取組みとあわせれば留学生の暮らしやすい環境を実現し、宇都宮市に多く留学生を呼び込み国際交流を進めることが可能となる。宇都宮市中心部に設置を想定している国際留学生センター(仮称)では規制緩和にあわせて、留学生支援の一環としてアルバイトの斡旋、通訳派遣、中国の3年制大学卒業生の日本4年生大学の留学支援、地域大学への留学生の斡旋等を行うことを想定しており、これにより宇都宮市の人的レベルでの国際化を進めることを目指す。国際留学生センター(仮称)については別紙参考資料参照。	個人	法務省	

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管(関係官庁)	
0520090	外国人労働者(介護士の在留資格要件に関する規制緩和と外国人労働者(介護職)の雇用・受け入れに関する規制緩和、特例措置	出入国管理法第2条の2、別表第一	我が国の介護福祉士資格を取得していることのみをもって入国を認めることとはなっていない。	C		・介護福祉士の受け入れについては、現在、EPA交渉において、その具体的な内容につき現在検討中であるが、その受け入れ状況を踏まえて今後検討を重ねる必要がある。			C					C			108710	介護の分野において、外国人労働者に対する在留資格の規制を緩和したい。現状の在留資格要件のなかでは介護分野は該当していない。また、医療の中で介護士を要するが特例措置により、介護現場にて介護福祉士の国家資格だけでなくホームヘルパー2級以上の取得により就労可能にする。	介護の現場において外国人労働者を雇用可能にする。具体的には、現状一部しか許可のされていない海外からの介護士受け入れをよりたやすくする。海外の派遣機関(公的)を誘引し、現職の在留資格要件のなかでは介護分野は該当していない。また、医療の中で介護士を要するが特例措置により、介護現場にて介護福祉士の国家資格だけでなくホームヘルパー2級以上の取得により就労可能にする。		社会福祉法人元氣村	法務省 外務省 厚生労働省
0520100	再入国許可申請の継続の緩和等について	出入国管理法第26条	再入国の許可については、その効力が生じた日から3年を超えない範囲内において、法務大臣がその有効期限を定めることとなっている。	C		・現行の入管法においては、出入国の公正な管理を図る観点から、再入国許可の期間は3年としているところであり、これは、在留期間が「無期限」とされる永住者や「外交活動を行う期間」とされる外交の在留資格等についても同様であり、外国人研究者についてのみ伸長することはできない。		・右記提案主体の意見を踏まえ、外国人研究者特有の事情を考慮し、特別なニーズに基づき、期間の伸長を行うことができないか検討された。 ・あるいは、永住者や外交の在留資格等を含め期間の伸長を行うことができないか検討された。	C				・すでに回答しているように、再入国許可については、出入国の公正な管理を図る観点から3年を上限としているものがあり、永住者等他の在留資格との整合性を図る観点から、外国人研究者に必要である外国人研究者に対して、受入機関よりその必要性等を証する資料を提出することで、一律ではなく特例として個別に延長を認めていただくという趣旨であり、再度のご検討をお願いしたい。		C		108710	外国人研究者に係る再入国許可申請を、入国審査後、速やかに手続きが行えるようにするとともに、外国人研究者の再入国許可の有効期間の上限について、個別の延長申請を行うことで、5年への延長を認める。	本市にある理化学研究所や進出企業等の外国人研究者は、学会等への参加のため出入国する機会が多く、また、共同研究の場合、急遽出国するケースも多々あり、再入国手続きを行う十分な時間もない状況にある。そこで、再入国の許可申請手続きが速やかに行えるようにするとともに、外国人研究者の再入国許可の有効期間の上限について、個別の延長申請を行うことで、5年への延長を認める。		神戸市	法務省
0520100	再入国許可申請手続きの緩和	出入国管理法第26条	再入国の許可については、その効力が生じた日から3年を超えない範囲内において、法務大臣がその有効期限を定めることとなっている。	C		・入管法において、出入国の公正な管理を図る観点から、再入国許可の期間は3年としているところであり、これは、在留期間が「無期限」とされる永住者や「外交活動を行う期間」とされる外交の在留資格等についても同様である。したがって、5年の在留期間を許可されている外国人研究者であっても、再入国許可の有効期限を伸長することはできない。また、再入国許可には、有効期限内であれば何度でも再入国できる数次再入国許可がある。		・右記提案主体の意見を踏まえ、外国人研究者特有の事情を考慮し、特別なニーズに基づき、期間の伸長を行うことができないか検討された。 ・あるいは、永住者や外交の在留資格等を含め期間の伸長を行うことができないか検討された。	C				・外国人研究者特有の事情を考慮し、特別なニーズに基づき、期間の伸長を行うことができないか検討された。 ・あるいは、永住者や外交の在留資格等を含め期間の伸長を行うことができないか検討された。 ・また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。		C		108710	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、特例措置501-503により在留期間が最大5年に延長されていることから、再入国許可申請時に「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長(最大在留期間まで)を個別に判断するものとする。 また、外国人研究者に係る再入国申請について、日本への入国審査後あわせて当該申請を可能とする。	大型放射光施設Spring-8等における外国人研究者の受け入れ促進事業 世界最大の大規模放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に開く放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた(特例措置501-503、504)さらには再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省
0520110	「公共コンビニ」での窓口業務の実施	戸籍法第1条、第4条競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	戸籍事務は、市区町村長が管掌する。また、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は戸籍法第1条に基づき、民間事業者は戸籍法第34条第1項の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の要件を満たせば実施可能。	D		証明書の発行については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の要件を満たせば実現可能。		・貴省の回答は「証明書の発行については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の要件を満たせば実現可能」ということであるが、右記提案主体の意見を踏まえ、提案主体の考えている事業の実施内容については本法律の要件を満たすのか否かを示されたい。	D				提案主体が想定している具体的内容が「公共サービス改革法」の諸要件を満たすか否かの判断は一義的に提案主体において判断されるものである。なお、「公共サービス改革法」による官民競争入札又は民間競争入札の実施に当たり、プロポーザル方式を採用できるか否かについては同法を所管している内閣府にご確認いただきたい。		D		108710	現行法では守秘義務の適用ができない民間事業者(コンビニエンスストア)に対して、市庁舎併設の店舗における窓口サービスにおいて、その従事者に守秘義務、みなし公務員としての職務の一部を課すことを可能とする。	市庁舎の一部にコンビニエンスストアを併設して民間事業者との委託等の関係により窓口業務(証明書の受付発行等)を行う。市民の利便性向上を目的に発行時間に多くの公共サービスを庁舎併設空間で行えるようにする。具体的には店舗窓口が証明書の申請を預かりして、翌日が発行して申請者希望の時間帯に再び送達して交付を行う。今後は多くの業務の展開を検討していく。この際に委託等の関係にある民間事業者に守秘義務の適用を課すものである。		豊明市	総務省 法務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0520120	沖縄県に寄港する外航客船の乗客における入国審査の緩和	出入国管理及び難民認定法第6条	本邦に上陸しようとする外国人は、入国審査官に対し上陸申請を受けなければならない。	C		・不法滞在、不法就労を目的とする外国人等の入国を水際で確実に阻止するためにも、さらなる厳格な上陸審査等の実施が求められているところであり、個々人に対する厳格な入国・在留の審査が不可欠であることから、当該審査を一括して行うことは困難である。		・右記提案主体の意見を踏まえ検討されたい。 ・また補足資料に記載している代替策について可能か否か検討し、回答されたい。	C		・「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、テロの未然防止対策を行っており、平成18年の通常国会において、上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けることなどを内容とする入国法の一部改正法が成立している。また、政府は、平成21年までに不法滞在者を半減させることを目標としており、これを達成するために、関係省庁とも連携しつつ、不法滞在者の半減に向けた取組を推進しているところである。そのために、テロリストや偽変造文書等を使用し、我が国への入国を企図する外国人やいわゆる「なりすまし」等について厳格に対応していくことが不可欠であり、引き続き強力な水際対策を推進していくためにも、当該審査を一括して行うことは困難である。 ・なお、地方空港・海港における出入国審査の支援のための職員を配置するなど、主入国審査の円滑化・迅速化のための取組を行っているところである。	右記提案主体の意見を踏まえ検討し、回答された。	IT社会における現状で事前に入手した乗客名簿で水際以前に要注意人物等のチェックは十分可能と思われる。航空機と違い本邦へ向かう最初の出国港でも現地の入国管理局当局及び船社において厳格な審査が行われる事を鑑みても豪華クルーズ船の乗客が不法就労・不法滞在を目的として、又、テロリストや所謂「なりすまし」で本邦へ入国することは無いと思われる。地方空港・海港における出入国審査支援の為に職員配置も予算削減理由で職員配置が削減されており、現に那覇港出張所も閉鎖され審査の為に審査官職員派遣も年々削減されている現状を把握していただきたい。	C		1094010	沖縄県内の開港に入港する外航クルーズ客船で沖縄出港後は外国へ向かう客船の入国及び出国審査を簡素化し滞在時間の多くを観光にあてる時間的余裕を持たせる	外航クルーズ客船が入港する際は事前に乗客名簿を入手する事が可能なため入港後は船側が責任を持って乗客全員の旅券を回収して一括で入国及び出国審査を行う。従来との対面審査に對してかなりの時間的制約が緩和され乗客の観光時間が最大限確保できる	個人	警察庁 法務省	
0520130	日本の看護師資格を取得している外国人看護師の在留資格の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	「医療」の在留資格に従事する外国人に係る研修期間は、看護師の免許を受けた後7年以内となっている。	D		・「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」は、上陸の際に適用される上陸条件のひとつであり、改正前看護師の免許を取得した者であっても、免許を受けた後7年以内の期間中に研修として看護師業務を行うことを目的として上陸申請する場合には、改正後の基準等が適用される。 ・本年5月30日より前に本邦に上陸し、研修として看護師業務を行っている者については、改正前の上陸許可基準により、一定の学校等を卒業後4年以内の期間中に研修として看護師業務を行うことを目的として上陸を許可されたものであるが、省令改正の趣旨を踏まえ、向人が免許取得後7年以内の期間まで引き続き当該業務に従事したいということであれば、在留期間の更新等を行うことは可能である。		D					D			1094010	外国人看護師が医療の在留資格で看護師としての業務に従事しようとする場合、学校卒業後4年とされている研修期間の一部を改正する省令により、看護師資格の取得後7年以内と改正された。これに伴い、改正前に日本の看護師免許を取得した者に対するこの改正省令の適用範囲を拡大し、遡って3年間の在留資格を与えるものとする。	日本とフィリピン政府間のFTA交渉において調整中である「フィリピン看護師・介護士の受け入れ、構想を視野に入れ、看護師の資格取得者1名の受け入れを行う。受け入れを通知し、FTAモデルとして就労から日常生活上の諸問題を事前に評価し、これを公表し一つの指標とする。既にフィリピン人雇用の実績のある社会福祉法人可部大文学会が受け入れ施設となり、外国人看護師・介護士の支援に取組んでいる内閣府認証の当該NPO法務省が側面支援を行う。モデル事業として、受け入れを通じた地域活性化を当該地区の医療福祉人材の育成及び雇用の創出につなげる。これによって広島地域における人的国際交流の契機とする。	社会福祉法人可部大文学会、NPO法人高齢者医療福祉協会	法務省 外務省 厚生労働省	
0520140	土地の区分所有	建物の区分所有等に関する法律第1条	土地の区分所有については、現行法令上存しない。 建物の区分所有等に関する法律第1条は、一棟の建物の各部分区分が構造上区分されており、独立して建物の用途に供することができるときは、各部分ごとに独立の所有権の対象とすることを認めている。	D		一筆の土地の一部についても所有権の客体とすることが可能であり、分筆の上で登記することもできる。したがって、駐車区画ごとに駅前土地の区分所有を認めるという本件要望は、地権者に対して駐車区画ごとの所有権を認め、共同利用すべき部分の土地は関係者の共有とし、必要に応じてこれらを分筆登記することによって、その目的を達成することが可能であると考えられる。		D					D			1094010	1971年に土地改良法第95条3項の認可を得てスタートし、1979年に予定の水災防止のための盛土工事が完了したにも関わらず一部関係者の賛成が得られず事業全体が頓挫している。JR上野原駅南口土地改良事業の対象面積(12817坪)を一棟の超層マンションに、個々の地権者の事業開始前JR上野原駅南口駅前駐車区画を区分所有されるマンションの個々の居室と見なして、土地の区分所有を特区として認定し、権利関係を合理化し、事業の進捗をはかる	当該土地改良事業着手以前の地権者の地籍を盛土工事後の駐車区画の敷で表示し、土地の資産価値を駐車場からの現金収入の形で年金化することによって、地権者に先祖伝来の土地が収用されることがない。総額約1億2817坪の現金収入が保障されるというメリットを与えて行政が、既成事業化の進行の中で複雑化した利害関係を調整し、土地買収に要する時間と費用を抜本的に削減し、膠着状態にあるJR上野原駅南口の整備を進め、バスターミナル、公営駐車場、エスカレーター・エレベーターの設置を進め、市民生活の向上と地域活性化の突破口を開く。	山梨産業情報ネットワーク構造特区・地域再生研究会	法務省 農林水産省	
0520150	外国人研究者の永住許可要件の緩和	永住許可に関するガイドライン	永住許可については、引き続き10年以上本邦に在留していることが必要とされること、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については当該在留実績について5年以上とされているが、特区内において、特定事業505の要件を満たし、その適用については、当該在留実績につき3年以上とする特例措置をとっている。	C		・特定事業505は、特定事業が、評価委員会での評価において、弊害がなければ全国展開することを想定されていることから、主となる特定事業の効果をいちはやく発揮させるため、他の特定事業を促進する促進的措置として実施しているものである。したがって、主となる特定事業が全国展開等により特定事業でなくなった場合は、505を適用することはできない。 ・主となる特定事業については、特区基本方針別表1で定められる特定事業のうち、504や505のような他の特定事業を促進する付随的特定事業以外の事業であって、かつ、505の特区分表に掲げる他の要件を満たすものであればよい。 ・「その関連事業」とは、特区目標達成に必要であり、かつ、主となる特定事業の遂行に不可欠な事業を指す。よって、特区分表への記載のみで「その関連事業」と位置付け、505を適用することはできない。	・高度人材の確保、対日投資の促進等の観点から、外国人研究者や外国人情報処理技術者に対する永住許可弾力化事業を創設することができないか検討されたい。	C		・特定事業505については、そもそも主となる特定事業の効果が有効に発揮されるよう、従属的業務として位置づけられたものであり、特区制度上、特定事業が全国展開されれば、505を適用することはできない。ただし、主となる特定事業については、基本方針別表1で定められるものであり、かつ、504及び505のような付随的特定事業以外で、505の基本方針別表に掲げる他の要件を満たすものであればよい。 ・なお、我が国への貢献が認められる者に対する永住許可要件のうち、日本国に利益に資する、か否かを判断する際のガイドラインであり、在留実績が5年に満たない場合であっても許可することはあり得る。つまり、全国展開後の特定研究活動等に従事する外国人の貢献を個別に判断した上で、在留実績3年で永住許可することもあり得る。しかし、特定研究活動等に依る外国人の永住許可要件を一律に3年とする場合は、他の貢献5年の対象者とのバランスを失ふこととなり、また、全体として在留実績を3年とする場合は、我が国の外国人受入れ政策全体に影響を及ぼす問題であるため困難である。	・現行の特定事業505を存続した上で、対日投資促進や質の高い研究機関の推進、情報処理産業を通じた新事業の創出等に取り組む地域として地域再生計画を申請し、内閣総理大臣の認定を受けた地域において、外国人研究者、情報処理技術者等が認められる者を対象とする「永住許可要件の緩和」を地域再生の支援措置として創設することができないか検討されたい。	B・地		1094010	外国人研究者の永住許可要件を在留実績5年以上から3年以上に短縮する措置	我が国への貢献が認められる外国人研究者で永住を希望される者に対し、永住許可要件を在留実績5年以上から3年以上に短縮することにより、関西文化学術研究都市をはじめとする現在特区認定がされている学術研究拠点等において、それぞれの研究分野における優れた外国人研究者の早期集積と定着化を図り、国際的知的求心力のある「国際研究開発拠点」を形成し、国際的な競争力のある技術革新のための「地の集積」と「知の活用」のスピードアップと継続化等を図る。	京都府、大阪府、奈良県	法務省			

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類、見直し」	「措置の内容、見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類、見直し」	「措置の内容、見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業の適用拡大	永住許可に関するガイドライン	永住許可については、引き続き10年以上本邦に在留していることが必要とされること。外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については当該在留実績について5年以上とされているが、特区内において、特定事業505の要件を満たし、その適用を受けると認められる場合には、当該在留実績につき3年以上とする特別措置をとっている。	C		・特定事業505は、特定事業が、評価委員会での評価において、弊害がなければ全国展開することを想定されていることから、主となる特定事業の効果をいち早く発揮させるため、他の特定事業を促進する従属的事業として実施しているもの。したがって、主となる特定事業が全国展開等により特定事業でなくなった場合は、505を適用することはできない。 ・主となる特定事業については、特区基本方針別表1で定められる特定事業のうち、504や505のような他の特定事業を促進する付随的特定事業以外の事業であって、かつ、505の特記別表に掲げる他の要件を満たすものであればよい。 ・「その関連事業」とは、特区目標達成に必要であり、かつ、主となる特定事業の遂行に不可欠な事業を指す。よって、特区計画への記載のみで「その関連事業」と位置付け、505を適用することはできない。	費省回答は、現行制度の説明をして頂いているのみであり、C回答の理由にはなっていない。今回、501-503が全国展開することにより505も適用されなくなるが、これによりこれまで推進してきた外国人研究者の受入れ事業が実施しにくくなるために、提案を行ったものである。なお、「関連事業」としての「外国人研究者受入れ促進」を含め、それによって主たる関係を残しつつ事業を実施していく、というのが提案内容であり、これが可能かどうか回答された。又、「自治体の認める事項」も当然に特区目標達成に必要であり、「関連事業」と同等と考えるがどうか。	C		・特定事業505については、そもそも主となる特定事業の効果が有効に発揮されるよう、従属的事業として位置づけられたものであり、特区制度上、特定事業が全国展開されれば、505を適用することはできない。 ただし、主となる特定事業については、基本方針別表1で定められる505の要件を満たすものであればよい。 ・なお、我が国への貢献が認められる者に対する永住許可要件のうち在留実績5年以上は高い割合であり、我が国の利益に資する。か否かを判断する際のガイドラインであり、在留実績が5年以上ない場合であっても許可することはあり得る。つまり、全国展開後の特定研究活動等に促進する外国人の貢献を個別に判断した上で、在留実績3年以上で永住許可することもあり得るものがある。しかし、特定研究活動等に係る外国人の永住許可要件を一律に3年とすることは、他の期間5年の対象者とのバランスを失うこととなり、また、全体として在留実績を3年とすることは、我が国の外国人受入れ政策全体に影響を及ぼす問題であるため困難である。	B・地	・現行の特定事業505を存続した上で、対日投資促進や質の高い研究機関の推進、情報処理産業を通じた新事業の創出等に取り組む地域として地域再生計画を申請し、内閣総理大臣の認定を受けた地域において、外国人研究者、情報処理技術者等が、我が国の貢献が認められる者として、外国人研究者、情報処理技術者等が認められる者については、「高度人材、等」といった一定の条件を課した上で、特例を認めることについてのご見解をお聞かせ願いたい。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業は、他の特定事業とあわせて実施されるものであり、他の特定事業が全国展開され消滅した場合には、その措置が実施された日をもって、本事業は適用されなくなる。この規定を改正し、全国展開した事業(元特定事業)を特区計画に位置づけ、この事業を主たる事業として、引き続き従たる特定事業が適用されることとする。	現在、本県は「あい・なごやモノづくり研究開発特区」を実施しており、特例措置501-503及び505を適用している。事業の実施主体においても、外国人研究者受入れ促進事業に伴って505を実施している。このため、外国人の永住許可弾力化事業における主たる事業として、従来特定事業であった事業(元特定事業)を特区計画の地方公共団体が特に必要と認める事項に位置づけた場合に限り、対象とする。	愛知県	法務省				
	特定事業等に係る外国人の入国申請優先処理事業		特区内において、特定事業504の要件を満たし、その適用を受けて入国・在留申請が行われた場合は、優先処理を行う特別措置をとっている。	C		・特定事業504は、特定事業が、評価委員会での評価において、弊害がなければ全国展開することを想定されていることから、主となる特定事業の効果をいち早く発揮させるため、他の特定事業を促進する従属的事業として実施しているものである。したがって、主となる特定事業が全国展開等により特定事業でなくなった場合は、504を適用することはできない。 ・主となる特定事業については、特区基本方針別表1で定められる特定事業のうち、504や505のような他の特定事業を促進する付随的特定事業以外の事業であって、かつ、504の特記別表に掲げる他の要件を満たすものであればよい。	国は本来であれば、特定事業の全国展開に伴い、特区が取り消される場合、当該特定事業に係る付随的事業の継続を制度化すべきであり、そのような対応が国において図られていないことは、不合理である。また、当該付随的事業には実績もあり、特定事業が全国展開された場合でも、学研等区域内においては、付随的事業の継続が必須不可欠であり、これまで周知を行ったことも外国人研究者に対して、合理的な説明ができない。法務省は改めて提案内容を検討していただきたい。	C		・特定事業504については、そもそも主となる特定事業の効果が有効に発揮されるよう、従属的事業として位置づけられたものであり、特区制度上、特定事業が全国展開されれば、504を適用することはできない。 ただし、主となる特定事業については、基本方針別表1で定められる504の要件を満たすものであり、かつ、504及び505のような付随的特定事業以外で、504の基本方針別表に掲げる他の要件を満たすものであればよい。	B・地	・現行の特定事業504を存続した上で、対日投資促進や質の高い研究機関の推進、情報処理産業を通じた新事業の創出等に取り組む地域として地域再生計画を申請し、内閣総理大臣の認定を受けた地域において外国人研究者、情報処理技術者を受け入れ当該地域の活性化を図る場合、当該外国人研究者、情報処理技術者に係る「入国・在留申請優先処理」を行うこととする地域再生の支援措置を創設することを検討された。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	外国人研究者又は当該外国人の家族が入国・在留する場合、審査を担当する入国管理局が他の案件と区別して優先的、迅速に処理する措置	上記事業の実施と併せて、当該学術研究拠点等で研究、経営活動を行う外国人研究者等により、関西学術研究都市をはじめとする現在特区認定がされている学術研究拠点等において、それぞれの研究分野における優れた外国人研究者の集積を図り、国際的知見の求心力のある「国際研究開発拠点」を形成し、国際的な競争力のある技術革新のための「地の集積」と「知の活用」のスピードアップ等を図る。	京都府、大阪府、奈良県	法務省				
0520160	特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業の適用拡大		特区内において、特定事業504の要件を満たし、その適用を受けて入国・在留申請が行われた場合は、優先処理を行う特別措置をとっている。	C		・特定事業504は、特定事業が、評価委員会での評価において、弊害がなければ全国展開することを想定されていることから、主となる特定事業の効果をいち早く発揮させるため、他の特定事業を促進する従属的事業として実施しているものである。したがって、主となる特定事業が全国展開等により特定事業でなくなった場合は、504を適用することはできない。 ・主となる特定事業については、特区基本方針別表1で定められる特定事業のうち、504や505のような他の特定事業を促進する付随的特定事業以外の事業であって、かつ、504の特記別表に掲げる他の要件を満たすものであればよい。	費省回答は、現行制度の説明をして頂いているのみであり、C回答の理由にはなっていない。今回、501-503が全国展開することにより、本県特区計画において504が適用されなくなるが、これによりこれまで推進してきた外国人研究者の受入れ促進が実施しにくくなるため、提案を行ったものである。又、貴回答の「主となる…」部分については、我が国の利益に資する。か否かを判断する際のガイドラインであり、在留実績が5年以上ない場合であっても許可することはあり得る。つまり、全国展開後の特定研究活動等に促進する外国人の貢献を個別に判断した上で、在留実績3年以上で永住許可することもあり得るものがある。しかし、特定研究活動等に係る外国人の永住許可要件を一律に3年とすることは、他の期間5年の対象者とのバランスを失うこととなり、また、全体として在留実績を3年とすることは、我が国の外国人受入れ政策全体に影響を及ぼす問題であるため困難である。	C		・現行の特定事業504を存続した上で、対日投資促進や質の高い研究機関の推進、情報処理産業を通じた新事業の創出等に取り組む地域として地域再生計画を申請し、内閣総理大臣の認定を受けた地域において外国人研究者、情報処理技術者を受け入れ当該地域の活性化を図る場合、当該外国人研究者、情報処理技術者に係る「入国・在留申請優先処理」を行うこととする地域再生の支援措置を創設することを検討された。	B・地	貴省回答は、現行制度を説明していただいているものであり、現行制度については承知している。貴省回答は依然として、本県意見及び特区室の再検討要請文に対しての回答となっていないと考える。今回の提案は、501-503等の全国展開によって特区が取消しされ、504の適用が受けられないことにより、これまで特区計画の推進を担っていた研究機関等が、外国人研究者等の受入れを行う際、優先処理を受けられなくなることになり、研究の早期着手に支障が生じることがないようにするため提案しているものである。本県提案、意見及び特区室の再検討要請文に対しての見解をお聞かせ願いたい。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	特定事業等に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業は、他の特定事業とあわせて実施されるものであり、他の特定事業が全国展開され消滅した場合には、その措置が実施された日をもって、本事業は適用されなくなる。この規定を改正し、全国展開した事業(元特定事業)を特区計画に位置づけ、この事業を主たる事業として、引き続き従たる特定事業が適用されることとする。	現在、本県は「あい・なごやモノづくり研究開発特区」及び「国際自動車特区」を実施しており、特例措置501-503及び504を適用している。事業の実施主体においても、外国人研究者受入れ促進事業に伴って実施している504は好評であり、ニーズが高い。このため、外国人の入国・在留申請優先処理事業における主たる事業として、従来特定事業であった事業(元特定事業)を特区計画の地方公共団体が特に必要と認める事項に位置づけた場合に限り、対象とする。	愛知県	法務省				
	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種・織布運転)の滞在期間の延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	研修、実習を合わせ、滞在期間は3年以内とされている。	C		・研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に各方面等からの要望に基づき、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用等が問題が払拭されない現状が依然としてあり、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。	技能実習生の給与水準は高いとはいえないが、業界関係者は、研修の効果が最大限に発揮できる受入体制の整備に努め、又、日常生活において親身になった世話を行っており、実習生の満足度は高い。なお派遣元企業は、技能実習生が地元中国企業の織物工程の責任者となることを期待しているが、現行の製織準備工程を習得しただけでは、中国でその成果を効果的に活かすことは難しい。やはり、織物製造のメインは製織であり、その技能の習得が初めて初め同工程の研修成果が活かされる。同工程を習得した実習生は、地元中国企業の織物部門の責任者として期待される人材となる。真に期待される技能実習生こそが、日中両国の親善の橋渡しになると考える。	C		・すでに回答しているように、関係府省庁とも連携して制度の見直しを行うこととしているが、技能実習生の実入力を巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図ることが必要であり、現時点において、滞在期間の延長を検討することは困難である。	C	研修生は、3年間の滞在期間では播州織りの製織準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要望されている、織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織工程の習得が初めて派遣元企業が期待する人材の育成に繋がることとなる。そのため、研修期間も含め少なくとも3年間の期間が必要である。研修生の不法就労等を巡る問題については、適正に受入れを行い、事後の管理体制を確立し、問題が発生していないところについて、地域を限定して5年間の受け入れを行うことを認めていただきたい。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業界の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織業界では産地組合が織物製造の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間に延長する。 在留資格「研修」(1年) + 在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年) + 在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州織産地はわが国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が増え、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生を受け入れることで、産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 〔現状、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。〕	兵庫県	法務省 厚生労働省				
0520170																					

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請回答)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	制度の所管(関係官庁)
	外国人研修生(技能実習生)の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第3条の2第3項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	研修、実習を合わせ、滞在期間は3年以上とされている。	C		・研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に各方面からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。 一方、低賃金労働力としての研修制度の雇用事業など問題が払拭されない現状が依然としてあり、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。	右記提案主体の意見を踏まえ、研修、技能実習のうち研修、実習内容に鑑み、技術の習得に係る期間が長期化するもの等に限り、延長を認めることができなから検討された。	平成9年の技能実習期間の延長では技能習得に不十分な分野があると判断して提案をした。また、全業種について、技能検定3級の受検のインセンティブを高め、技能習得を促進することを目指しており、本来の母国での技能移転に寄与するものと考え、また、今回の特区の特例が認められると、奥として本制度の適正利用について指導を実施することが可能になり、問題事例を減少させることができる。	C		右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	過去と同様の特区提案に対しても、「制度の悪用の問題があり、制度の見直しについて検討する」と回答されているが、これまでどのような対応をされたのか、また、制度利用の現状や帰国後の就業状況等についての実態調査等を行っているのか、その状況についてご教示いただきたい。 制度の趣旨とは別の悪感で利用が進んでいるのだとすれば、その悪感に則した制度の抜本的見直しを行うべきではないか。本県の提案は、在留期間延長の前提として技能検定3級合格を求めており、現行制度の中で本来の制度の趣旨に沿った技能の習得を促進するものである。	C		・すでに回答しているように研修・技能実習制度については、関係省庁とも連携して、実態調査等で明らかとなった、低賃金労働力としての研修制度の悪用事業などの問題を解決すべく制度全体の見直しを行っているところである。	1 1 3 3 0 1 0	途上国の労働者の技術・技能習得を支援する仕組みである「外国人研修・技能実習制度」は、在留期間が最大3年間(研修1年、技能実習2年)までと決められている。この在留期間を、技能検定3級取得を前提として、高度技能を習得することを目的にさらに2年延長し、計5年の滞在を可能にする。	「高度技能修得支援特区」現在、外国人研修・技能実習制度で計3年の在留が認められているが、これを、技能検定3級取得者を対象に2年延長して最高5年までの滞在を可能にする。 日本一を誇る本県のモノづくり産業の人的・物的資源を活かし、外国人技能実習生の高度技能習得を図るとともに、本県とアジア諸地域との経済パートナーシップ構築のインセンティブの一つとして活用する。	愛知県	法務省 厚生労働省	
0520180	在留資格「特定活動」として許容される活動を拡大し、外国人の扶養を受け同居するものであって、自己の収入を得て生活することができない親及び外国人の扶養を受ける配偶者の親(以下「親等」という)が行う日常の活動を「特定活動」に追加	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第二	特定研究活動等の対象となる外国人研究者等の親に関する在留資格に係る特例措置を平成18年度中に措置することとなっている。	C		・特定研究活動等については、特に高度な専門性を有する人材として、これらのもの入国を促進するため、その親の入国を認めるための特例措置をとるものであるところ、その目的に鑑み、この措置を一般化するのことは適当ではない。なお、人道上の事情が認められる者については、その入国を特別に認める措置をとることが可能である。	右記提案主体の意見を踏まえ、高度人材の確保、対日投資の促進等の観点から、高度人材等の扶養を受ける親に限り認められることのできるかどうか検討された。	提案は、高度な専門性を有する人材の入国促進と同様、政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、対日投資にあたり入国を要する人材(「投資・経営」等)の入国促進を目的としたものである。特に、わが国と同様に子が親を扶養する例が多い東アジア諸国をはじめ、諸外国から対日投資を行うこととする外国人の円滑な入国を促進するためには、「投資・経営」等の在留資格をもって入国する者の「扶養を受け同居するもの」であって、自己の収入を得て生活することが出来ない親、及び外国人の扶養を受ける配偶者の親の、入国を特別に認める措置を認めるよう提案したものであり、一般化を求めたものではない。	C		・入国を認める外国人の家族について、その扶養する親に範囲を広げた場合、定住化が進み、当該外国人に係る社会的コスト負担等の問題も生ずることとなる。よって、こうした問題が解決されない限り、範囲の拡大を認めることはできない。	C	高度人材の確保、対日投資の促進等の観点から、高度人材等の扶養を受ける親に限り認められることのできるかどうか、8次提案における「特定研究活動等の対象となる外国人研究者等の親に関する在留資格に係る特例措置」についてのB回答、「高度人材に係る在留期間の伸長」についてのF回答及び右記提案主体の意見等を踏まえ検討された。	今次提案は、政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、対日投資にあたり入国を要する人材の入国促進を目的としたものである。特にその目的を明確にするため提案の在留資格を「投資・経営」に限定した上で認めて頂きたい。「投資・経営」の在留資格で入国するには相当な対内投資額が必要であり、当該外国人が入国することによる地域経済活性化の効果を含めた利益増のメリットは、社会的コスト増に比べ、より大きいものと思われる。	1 1 2 5 0 1 0	外国・外資系企業の経営者や従業員が親等を扶養し同居が必要な場合に、親等が在留資格「特定活動」で入国できるようにする。 具体的には、外国人(「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」)の在留資格を有する者に限るの扶養を受け同居するものであって、自己の収入を得て生活することができない親等が行う日常の活動を「特定活動」として許容される活動に加える。	外国・外資系企業が日本に立地及び定着を目指す場合、外国人経営者または従業員の自給的・継続的な生活環境の確保が重要なポイントの一つである。 そこで、自己で収入を得て生活することができない親等を、外国人の在留資格に応じた期間安心して扶養し一緒に暮らせるように措置するため、一定の条件下、親等の活動を在留資格「特定活動」として許容される活動に指定することにより、対内投資の促進及び外国・外資系企業の立地促進を図り、国内既存産業の活性化・高度化、新産業の創出・雇用の確保の推進を図る。	兵庫県、神戸市	法務省		
0520190	外国人研究者の配偶者(週28時間以内)の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条第2項	資格外活動は、各在留資格に定める本来の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に許可される。	C		・「家族滞在」の在留資格については、一定の在留資格をもって本邦に在留する外国人の扶養を受け配偶者及び子として行う、日常的な活動が認められているのみであり、報酬を受ける活動を行うことは認められておらず、資格外活動の許可は、本来の活動の遂行を阻害しない範囲において認められているに過ぎない。 国の科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)にもあるように、世界の優秀な人材が活躍できるようにするには、研究環境のみならず生活環境面についての支援も重要である。このため、外国人研究者の配偶者の生活環境面に関する改善策として検討をお願いしたい。 前は対象者を限定しない一律の就労時間の緩和を求めたが、今回事業主体よりその必要性に関する資料を提出することで、実際に緩和を必要とする外国人研究者の配偶者のみを特定した提案であり、再度検討をお願いしたい。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	C		・すでに回答しているように、そもそも就労活動を行うのであれば、「家族滞在」の在留資格ではなく、当該活動内容に係る在留資格をもって在留すべきである。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	当規制緩和項目については、実際に在留している外国人研究者より緩和を要望されている項目である。先の意見でも述べたように、高度な技術・知識を有する外国人研究者等の人材を獲得するためには、生活環境面での支援も重要であるため、再度検討をお願いしたい。 特区制度は、地域の特性に応じた規制の特例を特定の区域に導入することを目的とされている。この制度の趣旨を踏まえ、地域限定で認めてほしい。また、地域限定でも緩和の導入が難しい場合は、その理由を伺いたい。	1 1 2 6 0 2 0	「特定家族滞在活動」の在留資格に該当する外国人研究者の配偶者は、就労する場合、資格外活動許可申請を行えば就労可能であるが、その就労時間に制限(週28時間以内)がある。そこで、「特定家族滞在活動」の在留資格を持つ配偶者については、就労時間の制限を週40時間まで(現行:外国人留学生の長期休暇期間、インターシップ活動期間等)に緩和したい。 なお、就労制限の緩和を行うにあたっては、申請の際に事業主体よりその必要性に関する資料を合わせて提出し、個別に判断を行うものとする。	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に開く放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。(特例措置:501~503,504) さらに外国人研究者の配偶者の就労制限を緩和し、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省				
0520200	環境優先の新生都市住宅地まちづくりモデル事業(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発「ご近所さん事業構想」)	不動産登記法第1条及び第3条	不動産登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示し、国民の権利の保全を図り、取引の安全とその円滑化に資することを目的としており、登記することができない権利は、不動産を目的とする所有権、担保権、地上権等の権利に限定されている。	C		不動産登記制度は、不動産を目的とする不動産登記法第3条に規定する権利(所有権、担保権、地上権等)を公示することを目的とする制度であるところ、建築基準法に基づき「建ぺい率及び容積率は、行政規制を目的とするものであり、不動産を目的とする権利ではないこと」から、不動産登記制度には馴染まない。 実体法上、この建ぺい率及び容積率を自由に譲渡し、また担保権の目的とすることを可能とした上で、これを公示することについては、当該行政規制の枠組の中で検討するのが相当と考える。	右記提案主体の意見を踏まえ、検討し、回答された。	C		既に回答したとおり、不動産登記は不動産を目的とする権利(物権)を公示する制度であり、建築基準法に定める建ぺい率や容積率のような行政規制をその対象とするものではない。このような行政規制を権利の客体とし、自由な譲渡を認めるか否かなどについては、当該行政規制の枠組の中において検討すべきものであり、これを公示することについても、その枠組の中において検討するのが相当と考える。	右記提案主体の意見、補足資料を踏まえ、検討し、回答された。	2007年8月1日練馬区政60周年の節目を迎え、住民参加による「まちづくり条例」が2006年4月1日より施行されています。今必要なのは行動指針の策定と行動計画の策定です。安心・安全なまちづくりをすすめるためには、建ぺい率や容積率のような行政規制に属するものが、自由な譲渡が認められ、権利関係を公示できることが必要条件であり、特区制度を利用して、権利関係を公示できることが必要条件であり、特区制度を利用して、権利関係を確保した良好なまちづくりを区民の「ご近所パワー」の結果の基進捗することが十分条件であると確信します。	1 1 3 6 0 2 0	練馬区では政府未使用地等未利用地が虫食い状態となっているが、地価が高価格である為、区民個人の購買意欲は減退しており、まちづくり・防災対策への足場となっている。措置として、土地の権利を建ぺい率・容積率に分離。その分離した権利を明らかにするための登記制度の活用。土地、区民、P.Aや緑地専用用地として売却し、平面利用している土地の容積率を空中権としてマンション等立替需要者に売却し、土地(政府未使用地等)は入札を通じて優先順位を付け売却(近隣住民・周辺住民・区民区一一般)で進めようとする。	練馬区は、「環境まちづくり事業本部」の使命と取り組み、や「経営方針」に基づき、環境への配慮を基点にしたまちづくりを組織的に推進するため「環境まちづくり事業本部」を平成17年4月に立ち上げた。「環境清浄部」「都市整備部」「土木部」の3部、平成18年度からは「まちづくり調整部」が加わっている。当事業においては、都市部における狭小の虫食いの代物併用の土地、点在する物納物件を、P.Aや緑地等に利用し、まちづくりの景観づくりの拠点に、又、まちかどの防災・避難等立替需要者に売却し、これを有効に利用することを目的とする。練馬区と併に、環境優先の新生都市住宅地まちづくりモデル事業案を行う。(別様参照)	法務省 財務省 国土交通省					

